

平成二十二年財務省令第二十二号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において、「法人税関係特別措置」、「法人税申告書」、「事業年度」、「適用額」、「適用額明細書」又は「適用実態調査」とは、それぞれ租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号又は第四号から第八号までに規定する法人税関係特別措置、法人税申告書、事業年度、適用額、適用額明細書又は適用実態調査をいう。

（適用額）

第二条 第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第四十二条の三の二第一項又は第二項の規定 これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下（次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める金額以下）の金額
- イ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人（八に掲げる法人を除く。） 同条第七項に規定する軽減対象所得金額
- ロ 措置法第四十二条の三の二第三項第二号に規定する協同組合等 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第三号の第四欄又は措置法第六十八条第一項（措置法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項に規定する軽減対象所得金額

ハ 措置法第四十二条の三の二第三項第四号に規定する法人 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第四号の第四欄に規定する軽減対象所得金額

二 措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額（同条第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 措置法第四十二条の六第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の六第二項又は第三項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

四 措置法第四十二条の九第一項又は第二項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

五 措置法第四十二条の十第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

六 措置法第四十二条の十一第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十一第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

七 措置法第四十二条の十一の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十一の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十一の二第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八 措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十一の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十一の三第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九 措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十 措置法第四十二条の十二の二第一項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十一 措置法第四十二条の十二の四第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の四第二項又は第三項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十二 措置法第四十二条の十二の五第一項から第四項までの規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十三 措置法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の六第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十四 措置法第四十二条の十二の七第一項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定

これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二條の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十五 措置法第四十三條第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十六 措置法第四十三條の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十七 措置法第四十四條第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十八 措置法第四十四條の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十九 措置法第四十四條の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十 措置法第四十四條の四第一項又は第二項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十一 措置法第四十五條第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十二 措置法第四十五條の二第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十四 措置法第四十六條第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四條において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法（第二十八号イ及び第四條において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七條の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。） 同条第一項に規定する特別償却限度額

二十六 措置法第四十七條第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十七 措置法第四十八條第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十八 措置法第五十二條の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された

次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額
イ 平成三十一年改正法附則第五十二條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七條の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）

ロ 措置法第四十二條の六第一項、第四十二條の十第一項、第四十二條の十一第一項、第四十二條の十一の二第一項、第四十二條の十一の三第一項、第四十二條の十二の四第一項、第四十二條の十二の六第一項、第四十二條の十二の七第一項から第三項まで、又は第四十三條から第四十八條までの規定

二十九 措置法第五十二條の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第五十二條の三第一項又は第十一項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第五十二條の三第二項又は第十二項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第五十二條の三第三項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十 措置法第五十五條第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十一 措置法第五十六條第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

三十二 措置法第五十七條の四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

三十三 措置法第五十七條の五第一項又は第十二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十四 措置法第五十七條の六第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十五 措置法第五十七條の七第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

三十六 措置法第五十七條の七の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

三十七 措置法第五十七條の八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十八 措置法第五十八條第一項、第二項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十九 措置法第五十九條第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十 措置法第五十九條の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

四十一 措置法第六十條第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十二 措置法第六十一條第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

四十三 措置法第六十一條の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

四十四 措置法第六十一條の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

四十五 措置法第六十四條第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十六 措置法第六十四條の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十四條第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十四條の二第八項において準用する措置法第六十四條第九項の規定により損金の額に算入される金額

四十七 措置法第六十五條第一項、第三項、第五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十五條第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

ロ 措置法第六十五條第三項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

(1) 措置法第六十四條第一項又は第九項の規定

(2) 措置法第六十四條の二第一項又は第二項の規定

(3) 措置法第六十四條の二第七項において準用する措置法第六十四條第一項の規定

(4) 措置法第六十四條の二第八項において準用する措置法第六十四條第九項の規定
ハ 措置法第六十五條第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 措置法第六十五條第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二百二十二條の十二第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。）（2）において同じ。）から措置法第六十五條第十項第一号に規定する計算した金額を控除した金額

(2) 措置法第六十五條第十項第二号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

四十八 措置法第六十五條の二第一項、第二項若しくは第七項又は租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第三十九條の三第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十九 措置法第六十五條の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十 措置法第六十五條の四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十一 措置法第六十五條の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十二 措置法第六十五條の五の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十三 措置法第六十五條の七第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

五十四 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四條第二項第一号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五條の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五條の七第一項の規定により損金の額に算入される金

額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十五 措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の八第八項において準用する措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十六 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

五十七 措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

五十八 措置法第六十五条の十第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

五十九 措置法第六十六条第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

六十 措置法第六十六条の十第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十一 措置法第六十六条の十一第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十二 措置法第六十六条の十一の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績運動給与の額

六十三 措置法第六十六条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ 措置法第六十六条の十一の三第二項の規定 法人（法人税法第二条第八号に規定す

る人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。以下同じ。）が支出した同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

六十四 措置法第六十六条の十一の四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金額を控除した金額

ロ 措置法第六十六条の十一の四第二項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額

六十五 措置法第六十六条の十三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十六 措置法第六十七条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十七 措置法第六十七条の二第一項の規定 その事業年度の所得の金額

六十八 措置法第六十七条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十九 措置法第六十七条の四第一項から第五項まで、第九項又は第十項の規定 同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第五項の規定により損金の額に算入される金額

七十 措置法第六十七条の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十一 措置法第六十七条の六第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額

七十二 措置法第六十七条の七第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別非支配目的株式等に係る配当等の額

七十三 措置法第六十七条の十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十四 措置法第六十七条の十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十五 措置法第六十八条の三の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十六 措置法第六十八条の三の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第七十七 措置法第六十八条の三の三第二項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第七十八 措置法第六十八条の三の三第三項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第七十九 措置法第六十八条の三の三第四項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十 措置法第六十八条の三の三第五項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十一 措置法第六十八条の三の三第六項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十二 措置法第六十八条の三の三第七項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十三 措置法第六十八条の三の三第八項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十四 措置法第六十八条の三の三第九項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十五 措置法第六十八条の三の三第十項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十六 措置法第六十八条の三の三第十一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十七 措置法第六十八条の三の三第十二項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十八 措置法第六十八条の三の三第十三項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第八十九 措置法第六十八条の三の三第十四項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十 措置法第六十八条の三の三第十五項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十一 措置法第六十八条の三の三第十六項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十二 措置法第六十八条の三の三第十七項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十三 措置法第六十八条の三の三第十八項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十四 措置法第六十八条の三の三第十九項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十五 措置法第六十八条の三の三第二十項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十六 措置法第六十八条の三の三第二十一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十七 措置法第六十八条の三の三第二十二項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十八 措置法第六十八条の三の三第二十三項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第九十九 措置法第六十八条の三の三第二十四項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第一百 措置法第六十八条の三の三第二十五項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第一百零一 措置法第六十八条の三の三第二十六項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第一百零二 措置法第六十八条の三の三第二十七項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第一百零三 措置法第六十八条の三の三第二十八項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第一百零四 措置法第六十八条の三の三第二十九項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第一百零五 措置法第六十八条の三の三第三十項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

第一百零六 措置法第六十八条の三の三第三十一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

（適用実態調査の実施に関する細目）

第五條 適用実態調査（法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。）は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額について、四月一日から翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

第六條 前項の場合において、その集計は、当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の業種別、資本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。

（報告書の作成方法）

第六條 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書に記載すべき同項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する適用実態調査に係るものに限る。）は、前条の規定により集計された事項に基づくものとする。

第七條 法第五条第一項第二号の規定により順位を付す場合において、法人の適用額が同額であるときは、これらの同額である適用額につき同順位を付すものとする。この場合において

一 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定

三 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八（第九項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）又は第六十五条の九の規定

四 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

五 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

六 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

七 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

八 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

九 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

十 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

十一 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

て、同号に規定する高額適用額は、その順位を付した適用額が十以上となるまでの適用額に順位を付した場合の第一順位から当該十以上となる順位までに該当する各適用額（第一順位の適用額が十以上となるときは、当該第一順位の適用額）とする。

3 法第五条第一項第二号に規定する高額適用額は、法人税関係特別措置ごとの同項第一号に規定する適用額が十に満たない場合には、第一順位から最も小さい適用額に付した順位までに該当する各適用額とする。

4 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書を作成する場合における同項第二号に掲げる事項については、法人税関係特別措置ごとの高額適用額（同号に規定する高額適用額をいう。以下この項において同じ。）及び高額適用法人（高額適用額に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。以下この項において同じ。）の報告書用法人コード（法人ごとに、その名称に代えて、当該法人を識別することができないようにするために付された番号、記号その他の符号をいう。以下この項において同じ。）を記載するものとする。この場合において、当該高額適用法人が他の法人税関係特別措置の高額適用法人であるときは、当該他の法人税関係特別措置の高額適用額には、同一の報告書用法人コードを記載する。

附 則

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成二十二年九月三十日までの間における第二条の規定の適用については、同条第三十八号中「第五十七条の十第三項」とあるのは「第五十七条の十第二項」と、同条第五十五号中「第六十八條の五十九第三項」とあるのは「第六十八條の五十九第二項」とする。

附 則

（平成二十二年四月二日財務省令第三十号）抄

附 則

（平成二十三年六月三〇日財務省令第三十八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第百二十七号の改正規定、同号同条第百八十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百八十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第百七十一号に係る部分に限る。）、同条第八十四号を同条第百二十一号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第百二十二号に係る部分に限る。）、同条第五十一号の改正規定、同号を同条第七十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第六十号に係る部分に限る。）、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取付した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における機械等を取付した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖繩の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における機械等を取付した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖繩の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における機械等を取付した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、及び同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項の改正規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日（平成二十三年法律第七十号）とし、同条第百十九号を加える改正規定（同条第百

七十号の次に二号を加える部分（第百七十一号に係る部分を除く。）に限る。）、及び同条第四十二号を加える改正規定（同条第五十九号の次に二号を加える部分（第六十号に係る部分を除く。）に限る。）、平成二十四年一月二十五日

三 第二条第九十八号の改正規定、同号を同条第百四十六号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百四十六号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第二十一号の改正規定、同号を同条第三十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第三十五号の次に一号を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

四 第二条第九十一号を同条第百三十三号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第百三十五号に係る部分に限る。）、同条第十四号を同条第二十二号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第二十四号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

（経過措置）
第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定の適用については、同条第二十三号中「第四十四条の四第一項」とあるのは「第四十四条の五第一項」と、同条第百三十四号中「第六十八條の二十五第一項」とあるのは「第六十八條の二十六第一項」とする。

2 施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の適用につ

いては、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第44条の4第1項」とあるのは、「第44条の5第1項」とする。

3 施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の適用については、同様式の記載要領第四号の表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「法別表十（一六）」とあるのは、「法別表十（一八）」とする。

4 施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第二の適用については、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第68条の25第1項」とあるのは、「第68条の26第1項」とする。

附 則

（平成二十三年一月二日財務省令第七八号）抄

1 この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に定める日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定及び様式第一による適用額明細書は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則

（平成二十四年一月二日財務省令第九号）抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成二十四年一月二十五日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下第三項までにおいて「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七

（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下第三項までにおいて「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七

（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下第三項までにおいて「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七

（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下第三項までにおいて「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七

（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下第三項までにおいて「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七

の四に規定する連結法人をいう。以下この項及び第三項において同じ。の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規規則第二条第一号、第二号、第六十一号、第六十二号、第六十六号及び第七十号の規定並びに様式第一（記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項、中小企業等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の施行日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

3 新規規則第二条第二十五号、第二百二十六号、第二百八十二号、第二百八十三号、第二百二十八号及び第二百二十九号の規定並びに様式第二（記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項、中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

4 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号。次項において「平成二十三年二月改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定の適用がある場合における新規規則第二条の規定の適用については、同条第三号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までの規定中「措置法第四十二条の十三第一項」とあるのは、「平成二十三年十二月改正法附則第六十三条第一項の規定により読み替えられた措置法第四十二条の十三第一項」とする。

号から第三十六号までの規定中「措置法第六十八号の十五の三第一項」とあるのは、「平成二十三年十二月改正法附則第八十条第一項の規定により読み替えられた措置法第六十八号の十五の三第一項」とする。

附則（平成二十四年四月一三日財務省令第四一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第七十八号を同条第八十八号とす。同号の次に一号を加える改正規定（同条第五十七号を同条第六十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項の次に次のように加える改正規定、平成二十四年七月一日

二 第二条第六号の改正規定、同条第三十号の改正規定、同号を同条第三十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第六号の次に一号を加える改正規定、様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却の項の改正規定、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定、様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却の項の改正規定及び同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定（平成二十三年法律第八十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定並びに同令様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連

結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年九月二八日財務省令第五八号）

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附則（平成二十四年一〇月三十一日財務省令第六三三号）抄

この省令は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十五年四月二日財務省令第三〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定並びに同令様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（平成二六年四月一四日財務省令第四二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三十八号を同条第三十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第三十八号を同条第三十九号とする部分を除く。）及び同条第四十八号を同条第五十一号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第四十八号を同条第五十一号とする部分を除く。）は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第

（経過措置）

第二条 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規規則」という。）第二条の規定並びに新規規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から港灣法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新規規則第二条の規定並びに新規規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、同条第二十四号及び第三十六号中「又は第二項の規定」とあるのは、「の」と、新規規則様式第一の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項（特別償却準備金）（第43条の2第1項）」とあるのは、「第11項（特別償却準備金）」と

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

第52条の3第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第43条の2第1項)	0	5	0	0	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第43条の2第2項)	3	5	0	0	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) (第43条の2第2項)	2	5	0	0	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第43条の2第2項)	1	5	0	0	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

第68条の41第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)	3	5	0	0	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第68条の41第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第68条の17第2項)	0	5	1	0	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項 (特別償却準備金) (第68条の17第2項)	0	5	0	0	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の41第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)	0	5	0	0	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

第52条の3第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第47条の2第3項第3号)	1	4	5	0	0	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (第47条の2第3項第3号)	0	4	5	0	0	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) (第47条の2第3項第3号)	9	3	5	0	0	法規別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号)	7	7	4	0	0	法規別表十六(九)「9」の欄の金額

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

第68条の41第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号)	0	6	4	0	1	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第68条の41第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号)	3	2	5	0	1	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項 (特別償却準備金) (第68条の35第3項第3号)	2	2	5	0	1	法規別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第68条の41第2項、第3項又は第12項 (特別償却準備金) (平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号)	0	6	4	0	1	法規別表十六(九)「9」の欄の金額

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

「と、新規様式第二の記載要領第四号の表附
 震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項
 (特別償却準備金) (第68条の17第1項)」と
 とあるのは「第11項 (特別償却準備金)」と

項第4号、平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」と、「第68条の35第3項、平成26年旧措置法第68条の35第3項」とあるのは「第68条の35第3項」とする。

4 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項

平成26年旧措置法第65条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第65条の9（平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号）	2	3	0	0
平成26年旧措置法第65条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第65条の9（平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号）	2	5	0	0

平成26年旧措置法第65条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第65条の9（平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号）	2	3	0	0
平成26年旧措置法第65条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第65条の9（平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号）	2	3	6	0

平成26年旧措置法第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第5号）	6	5	0	0
平成26年旧措置法第65条の8第1項若しくは第2項又は平成26年旧措置法第65条の9（平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号）	8	3	0	0
平成26年旧措置法第65条の8第1項若しくは第2項又は平成26年旧措置法第65条の9（平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号）	8	3	6	0

と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項

平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	5	3	1	0
平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	5	5	1	0
平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	5	3	1	0

平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	5	3	1	0
平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	5	3	1	0

平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	9	5	1	0
平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	9	5	1	0

平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	6	3	1	0
平成26年旧措置法第68条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の7第1項の表の第5号）	6	3	1	0

1 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第三条第一項の規定は、

この省令の施行の日以後に開始する事業年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書について適用し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年四月二十五日財務省令第四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 様式第一の表の改正規定及び様式第二の表の改正規定並びに次条第四項の規定 平成二十八年一月一日

二 第二条第十七号を同条第七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十七号を同条第七号とする部分を除く。）、同条第十八号の改正規定（「法人税の額」を「調整前法人税額」に改める部分を除く。）、同条第四十五号への改正規定（「第四十二条の十一第一項」の下に、「第四十二条の十二第一項」を加える部分に限る。）、同条第九十九号を同条第九十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十九号を同条第九十三号とする部分を除く。）、同条第三十号の改正規定（「（同項に規定する調整前連結税額をいう）」を削る部分を除く。）、同条第五十七号への改正規定（「第六十八条の十五第一項」の下に、「第六十八条の十五の二第一項」を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定並びに次条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日

三 第二条第五十四号の改正規定、同条第六十六号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項の改正規定（「第57条の3第1項」の次に「又は第7項」を加える部分に限る。）及び様式第二

の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項の改正規定（「第68条の53第1項」の次に「又は第6項」を加える部分に限る。）電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

四 第二条第五十五号の改正規定、同条第六十七号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項の改正規定（「第57条の4第1項」の次に「又は第10項」を加える部分に限る。）及び様式第二の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項の改正規定（「第68条の54第1項」の次に「又は第8項」を加える部分に限る。）電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

（経過措置）

第二条 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が平成二十七年四月一日前に終了した事業年度において改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）、第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号（同条第三十九号、第四十五号又は第四十六号）にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「平成二十五年旧措置法」という。）第四十七條の二第一項（同条第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号に定める適用額及び連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）が同日前に終了した連結事業年度において旧規則第二条第二十七号、第五十一号、第五十七号又は第五十八号（同条第五十一号、第五十七号又は第五十八号）に於ては、平成二十五年改正法附則第八十條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第六十八條の

の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項の改正規定（「第68条の53第1項」の次に「又は第6項」を加える部分に限る。）電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

四 第二条第五十五号の改正規定、同条第六十七号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項の改正規定（「第57条の4第1項」の次に「又は第10項」を加える部分に限る。）及び様式第二の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項の改正規定（「第68条の54第1項」の次に「又は第8項」を加える部分に限る。）電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

（経過措置）

第二条 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が平成二十七年四月一日前に終了した事業年度において改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）、第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号（同条第三十九号、第四十五号又は第四十六号）にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「平成二十五年旧措置法」という。）第四十七條の二第一項（同条第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号に定める適用額及び連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）が同日前に終了した連結事業年度において旧規則第二条第二十七号、第五十一号、第五十七号又は第五十八号（同条第五十一号、第五十七号又は第五十八号）に於ては、平成二十五年改正法附則第八十條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第六十八條の

る新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項中「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と

平成28年旧措置法第44条の5第1項（償却費）	15400	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第44条の5第1項）	25400	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第44条の5第1項（償却費）	09500	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の5第1項）	19500	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

第44条の5第1項（償却費）	14500	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の5第1項）	24500	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項中「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と

平成28年旧措置法第68条の2第1項（償却費）	43401	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第68条の4第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の2第1項）	53401	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
第68条の2第1項（償却費）	37501	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第68条の4第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の2第1項）	47501	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

第68条の2第1項（償却費）	4430	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第68条の4第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の2第1項）	5430	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項中「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と

附則（平成二八年九月一日財務省令第百二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）
（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（平成二八年九月三〇日財務省令第百七号）

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日財務省令第百二十五号）

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む）

以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第一条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則 (平成二十九年四月一四日財務省令 第三八号)
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第九十九号ホの改正規定(第六十八号の十四の三第一項の下に、「第六十八号の十四の三第一項」を加える部分に限る。)、同条第九十九号を同条第九十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第九十九号を同条第九十九号とする部分を除く。)、同条第三十二号ホの改正規定(第四十二条の十一の二第一項の下に、「第四十二条の十一の三第一項」を加える部分に限る。)、同条第八号の改正規定、同条第七号の次に一号を加える改正規定、様式第一の記載要領第四号の表国際戦略特別区域において機械等

を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定(「第42条の11の2第2項」を「第42条の11の3第2項」に改める部分に限る。)、及び様式第二の記載要領第四号の表国際戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日

二 第二条第九十九号を同条第九十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第九十九号を同条第九十九号とする部分を除く。)、同条第二十五号を同条第二十七号とし、同

号の次に一号を加える改正規定(同条第二十五号を同条第二十七号とする部分を除く。)、様式第一の記載要領第四号の表サービスピ付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表サービスピ付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定並びに次条第六項の規定。農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十九年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第八号及び第九号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却の項及び地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却の項)の改正規定(「第42条の11の2第2項」を「第42条の11の3第2項」に改める部分に限る。)、及び様式第二(記載要領第四号の表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却の項及び地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却の項)の改正規定並びに次条第二項の規定。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日

3 この省令の施行の日から前条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定の適用については、新規則第二条第

三十二号中「平成二十九年改正法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)を改正この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。)、と、「平成二十九年旧措置法」とあるのは「平成二十九年改正法第十二号の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び第四条において「平成二十九年旧措置法」という。)」とする。

4 法人の平成二十九年四月一日から前条第二号に定める日の前日までの間に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同年四月一日から同号に定める日の前日までの間に終了する連結事業年度に係る法人税の申告に係る新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第三十六号ホ中「附則第六十七号第七項又は第九項」とあるのは「附則第六十七号第九項」と、「第四十七号第一項又は第四十七号の二第一項」とあるのは「第四十七号の二第一項」と、同条第九十九号ホ中「附則第八十二号第八項又は第十項」とあるのは「附則第八十二号第十項」と、第三十五第一項」とあるのは第六十八号の三十五第一項」と、新規則第四条第二項第六号中「附則第六十七号第七項若しくは第九項又は第八十二号第八項若しくは第十項」とあるのは「附則第六十七号第九項又は第八十二号第十項」と、「第四十七号第一項若しくは第四十七号の二第一項又は第六十八号の三十四第一項若しくは」とあるのは「第六十八号の三十四第一項若しくは」とする。

5 新規則第二条第九号及び第九十一号の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

6 新規則様式第一(記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項に係る部分に限る。)、及び様式第二(記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項に係る部分に限る。))による適用額明細書の項に係る部分に限る。))による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一(記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。))及び様式第二(記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。))による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十九年十月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一(記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。))及び様式第二(記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。))による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十九年十月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年三月三十一日財務省令 第二十七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に五号を加える改正規定(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、及び次条第二項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条 (経過措置)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

る事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附則（平成三〇年四月一三日財務省令第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 様式第一の記載要領第五号の改正規定及び様式第二の記載要領第五号の改正規定 令和二年四月一日

二 第二条第十四号の次に一号を加える改正規定、同条第三十六号への改正規定、同条第九十五号の改正規定、同条第九十六号の改正規定（第六十八号の十五の七第一項）を「第六十八号の十五の八第一項」に改める部分に限る。）、同条第九十七号の改正規定、同条第九十八号の改正規定、同条第九十九号の改正規定、同条第一百号の改正規定、同条第一百一号の改正規定、同条第一百二号の改正規定、同条第一百三十三号の改正規定（第六十八号の十五の七第一項）を「第六十八号の十五の八第一項」に改める部分に限る。）、同条第九十七号の改正規定、同条第九十八号の改正規定、同条第九十九号の改正規定、同条第一百号の改正規定、同条第一百一号の改正規定、同条第一百二号の改正規定、同条第一百三十三号の改正規定（第六十八号の十五の七第一項）を「第六十八号の十五の八第一項」に改める部分に限る。）、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十七号を同条第九十九号とする部分を除く。）、同条第九十九号への改正規定、様式第一の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第...号）の施行の日

三 様式第一の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の特別償却の項及び地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定並びに様式第二の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の特別償却の項及び地方活力向上地域において特定建物等取得し

た場合の法人税額の特別控除の項の改正規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第...号）の施行の日

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第十五号及び第二百二号的規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第...号）の施行の前日までの間に新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等取得した場合の特別償却の項中

第42条の5第1項第1号（償却費）	5 6 0 1 0	特別償却限度額の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	6 6 0 1 0	法規別表十六（九）の欄の金額
第42条の5第1項第1号	6 6 0 1 0	「8」の欄の金額
第42条の5第1項第2号（償却費）	7 6 0 1 0	特別償却限度額の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	8 6 0 1 0	法規別表十六（九）の欄の金額
第42条の5第1項第2号	9 6 0 1 0	「8」の欄の金額
第42条の5第1項第3号（償却費）	6 0 0 2 0	特別償却限度額の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	6 0 0 2 0	法規別表十六（九）の欄の金額
第42条の5第1項第3号	0 6 0 2 0	「8」の欄の金額

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第7号）附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の5第1項各号（償却費）	5 1 6 0 0	特別償却限度額の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	6 1 6 0 0	法規別表十六（九）の欄の金額

第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第1号）	8 5 9 0	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項第1号）	9 5 9 0	法規別表十六（九）の欄の金額
第68条の10第1項第1号	0 6 1 0 0	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項（償却費）（第42条の5第1項第2号）	0 6 1 0 0	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項第2号）	1 6 0 0 0	法規別表十六（九）の欄の金額
第42条の5第1項第2号	2 6 0 0 0	特別償却限度額の欄の金額
第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第3号）	3 6 0 0 0	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項第3号）	3 6 0 0 0	法規別表十六（九）の欄の金額

第68条の10第1項（償却費）（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第7号）附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の5第1項各号）	8 9 5 0 1	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）	9 9 5 0 1	法規別表十六（九）の欄の金額

4 施行日から前条第三号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の記載要領第四号

の表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項中「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは、「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」とあるのと同様である。

附則（平成三十一年三月二十九日財務省令第一八号）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る

る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附則（平成三十一年四月二日財務省令第三号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十九号の次に一号を加える改正規定、同条第二百二十三号の改正規定、同条第二百六号と同条第二百七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第六号を同条第七号とする部分を除く。）、同条第三十六号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特例償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特例償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（令和二年四月二日財務省令第一号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第二十号及び第八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の

表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附則（令和元年六月二日財務省令第一三三号）抄

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日財務省令第二五号）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（令和二年四月一〇日財務省令第一四一号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二十号を同条第九十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二百二

号を同条第九十八号とする部分を除く。）、同条第二百二十五号の改正規定（第六十八号の十五の五第一項の下に、「第六十八号の十五の六の二第一項」を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2

新規則第二条第十五号及び第九十九号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連

結事業年度に係る法人税の申告について適用する。
 3 この省令の施行の日から前条ただし書に規定する日の前日までの間における新規別第二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五	措置法第四十二條の十二の五の二第一項又は第二項の規定に次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額	十五
イ	措置法第四十二條の十二の五の二第一項の規定	同項に規定する特別償却限度額
ロ	措置法第四十二條の十二の五の二第二項の規定	同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二條の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
第三	又	又

附則（令和二年六月三〇日財務省令第五六号）抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
 （施行期日）

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第十二條の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第三條及び第五條の規定は、法人（法人税法第二條第八號に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（旧事業年度を除く。）に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に係る法人税の申告及び連結法人（旧法人税法第二條第十二號の七の二に規定する連結法人をいう。）の連結親法人事業年度（旧法人

税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（改正法附則第四百一十一條の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八號）第二條第一項第六號に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（令和三年三月三十一日財務省令第二六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四條第一項に二号を加える改正規定（第八號に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。
 （経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規規則」という。）第四條の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四號）第二條第八號に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二條第十二號の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八號）第二條第一項第六號に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2

新規規則第四條第一項第八號の規定は、法人の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八號）以下「令和二年改正法」という。）第三條の規定による改正前の法人税法第二條第十二號の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正法附則第四百一十一條の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二條第一項第六號に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告について適用する。

改正規定（別表六（二十七）「16」を「別表六（三十）「16」に改める部分を除く。）、同項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四號の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の

附則（令和三年三月三十一日財務省令第三三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二條の改正規定（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四條第二項に十号を加える改正規定に係る部分（同項第九號中「第六十八條の十五の六の二」を「から第六十八條の十五の七まで」に改める部分、同項第十号に係る部分及び同項第十七号に係る部分に限る。）に限る。）は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日から施行する。

附則（令和三年四月一五日財務省令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條第十五號の改正規定、同号を同条第十三號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十五號を同条第十三號とする部分を除く。）、同条第三十四號への改正規定（「第四十二條の五第一項、及び」、第四十二條の十二の三第一項を削る部分を除く。）、同条第三十六號を同条第三十四號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第三十六號を同条第三十四號とする部分を除く。）、同条第七十二號を同条第七十號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十二號を同条第七十號とする部分を除く。）、同条第九十九號を同条第九十六號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十九號を同条第九十六號とする部分を除く。）、第六十八條の十五の四第一項及び「第六十八條の十五の四第一項」を削る部分を除く。、同条第二百二十號を同条第一百七十七號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二百二十號を同条第一百七十七號とする部分を除く。）、同条第二百五十六號を同条第二百五十三號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二百五十六號を同条第二百五十三號とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四號の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の

改正規定（別表六（二十七）「16」を「別表六（三十）「16」に改める部分を除く。）、同項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四號の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定及び同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定。産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日

二 第二條第七十一號を同条第六十八號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十一號を同条第六十八號とする部分を除く。）、同条第七十二號の改正規定（同号イ中「法人税法」の下に「昭和四十年法律第三十四號」を加える部分及び同号ロ中「同項」を「同項の規定により読み替えられた法人税法」第三十七條第四項に改める部分を除く。）、同条第七十五號を同条第五十一號とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十五號を同条第五十一號とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四號の表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四號の表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定。新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法

（経過措置）

律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和三年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第十四号、第三十五号、第七十一号、第九十七号、第一百八号及び第五百五十四号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の項、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項、中小企業事業再編投資損失準備金の項及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の項に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の項、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項、中小企業事業再編投資損失準備金の項及び認定事業適応法人の連結欠損金の損金算入の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3 新規則第二条第六十九号及び第五十二号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附則（令和四年三月三十一日財務省令第二十九号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条第一項に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定 令和五年四月一日

二 第四条第二項第七号の改正規定（第六十八号の二十四の下に、「第六十八号の二十五」を加える部分に限る。）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）の施行の日
三 第四条第二項第七号の改正規定（、「第六十八号の三十五、第六十八号の三十六」を「から第六十八号の三十六まで」に改める部分に限る。）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附則（令和四年四月一五日財務省令第一四一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十五号ホの改正規定（第六十八号の二十四の下に、「第六十八号の二十五」を加える部分に限る。）、同条第三号を同条第五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第三号を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項及び第五項の規定 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

二 第二条第二十六号を同条第二十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十六号を同条第二十四号とする部分を除く。）、同条第十五号ホの改正規定（、「第六十八号の三十三、第六十八号の三十五又は第六十八号の三十六」を「又は第六十八号の三十三から第六十八号の三十六まで」に改める部分に限る。）、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九号を同条第十号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）以下「令和二年改正法」という。）附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下

同条）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第二十一号及び第六十六号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3 新規則第二条第二十五号及び第六十一号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

4 この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間における新規則第二条の規定の適用については、同条第二十一号中「措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定」は「削除」と、同条第八十二号中「第二十六号」とあるのは「第二十一号、第二十六号」と、同条の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第三号から第二十五号まで」とあるのは「第三号から第二十九号まで、第二十二号から第二十四号まで」とする。

5 前条第一号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条の規定の適用については、同条第八十二号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九

号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第二十五号」とあるのは、「第二十四号」とする。

附則（令和五年三月三十一日財務省令第三号）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条及び第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号、以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（令和五年四月一日財務省令第三六号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の改正規定及び次条第二項の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る

法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月三十一日財務省令第二六号）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第五号を同項第三号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附則（令和六年四月二日財務省令第三八号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十四号の改正規定及び別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項の改正規定並びに次条第二項の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を

改正する法律（令和六年法律第...号）の施行の日

二 第二条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十一号を同条第二十号とする部分を除く。）及び別記様式の記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和六年法律第...号）の施行の日

第三条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間における新規則別記様式による適用額明細書の適用については、同様式の記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中

とある。

第42条の1 2の7第6項	006 69	法規別表六（二） 十六「43」の 欄の金額
第42条の1 2の7第7項	007 03	法規別表六（二） 十七「18」の 欄の金額
第42条の1 2の7第8項	007 04	法規別表六（二） 十七「23」の 欄の金額
第42条の1 2の7第1 0項	007 05	法規別表六（二） 十七「28」の 欄の金額
第42条の1 2の7第1 1項	007 06	法規別表六（二） 十七「33」の 欄の金額

とある。

別記様式

年月日 年月日 事業年度の経理開示事項

Table with 4 columns: 業種別、項目、金額、単位. Rows include 貸倒損失, 繰上償還, 繰下償還, etc.

(注) 額の大きいものは、日本国通貨単位100

- 1. この欄には、法人が各事業年度の所得に対する法人税につき法人税調整控除を適用した金額を記載するものとする。
2. 「事業報告」の欄は、法人が行う主要な事業の成績する事項について、次の表の事業種

目的欄に記載した事業種目を記載し、「業種番号」の欄は、当該事業種目に該当した同様の事業種目を記載し、同じ業種番号を記載するものとする。

Table with 4 columns: 業種番号、業種名称、業種番号、業種名称. Rows include 01 業種別事業, 02 業種別事業, 03 業種別事業, etc.

Table with 4 columns: 業種番号、業種名称、業種番号、業種名称. Rows include 20 業種別事業, 21 業種別事業, 22 業種別事業, etc.

- 3. 「事業報告本文の業種」の欄は、法人の法人税計算上の業種別事業の業種番号を記載し、同じ業種番号を記載するものとする。
4. 「業種番号」の欄は、法人が行う主要な事業の成績する事項について、次の表の業種種別の業種番号を記載するものとする。
業種番号の欄は、法人が行う主要な事業の成績する事項について、次の表の業種種別の業種番号を記載するものとする。

Table with 3 columns: 業種番号、業種名称、業種番号. Rows include 01 業種別事業, 02 業種別事業, 03 業種別事業, etc.

Table with 4 columns: 業種番号、業種名称、業種番号、業種名称. Rows include 01 業種別事業, 02 業種別事業, 03 業種別事業, etc.

